

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 日高市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	930	21	930	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	11	1,600	19	1,600	0	0
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	11	15,000	9	15,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	4	3	10,730	11	2,530	1	8,200
1	71	塩化第二鉄	1	11	2,900	18	2,900	0	0
1	80	キシレン	5	2	285,130	3	5,130	0	280,000
1	134	酢酸ビニル	1	11	5,700	13	5,700	0	0
1	240	スチレン	1	11	220,000	4	220,000	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	11	820	22	820	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	6	210,000	5	0	0	210,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	6	9,700	12	0	0	9,700
1	300	トルエン	6	1	878,100	1	138,100	0	740,000
1	349	フェノール	1	11	3,100	17	3,100	0	0
1	384	1-プロモプロパン	2	6	4,400	16	4,400	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	3	436,000	2	206,000	0	230,000
1	400	ベンゼン	2	6	44,000	6	0	0	44,000
1	405	ほう素化合物	1	11	4,600	15	4,600	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	11	15,000	9	15,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	11	24,000	8	24,000	0	0
3	35	メタノール	2	6	1,600	19	1,600	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	11	500	23	500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	11	5,500	14	5,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	5	26,800	7	26,800	0	0
		合計	—	—	2,206,110	—	684,210	1	1,521,900

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。